

平成28年度第1回 秋田県バリアフリー社会形成審議会 議事録（要旨）

1 日 時

平成28年9月26日（月） 14:00～16:00

2 場 所

秋田地方総合庁舎6階 総605会議室

3 出席者

・ 委員（50音順、敬称略）

相場博、朝田司、門脇琢也、児玉長榮、込山敦司、櫻庭徹、鈴木紀子、戸嶋真紀子、
星野勇

※13名中9名出席

（参考）欠席の委員：大庭喜美子、門脇隆幸、佐々木宏行、船山悟

・ 県庁各課

総務課、総合政策課、観光戦略課、長寿社会課、障害福祉課、県民生活課
産業政策課、建設政策課、建築住宅課、教育庁総務課施設整備室、教育庁幼保推進課、
教育庁特別支援教育課、警察本部（警務課・会計課・生活安全企画課・
少年女性安全課・交通企画課・交通規制課）

・ 事務局

須田福祉政策課長、水澤福祉政策課政策監、福祉政策課地域福祉・監査班員

4 議事 （●委員の意見及び質疑等、○事務局及び県庁各課からの回答等）

（議事1）「平成27年度バリアフリー関連事業の実施状況について」

（議事2）「平成28年度バリアフリー関連事業について」

・ 事務局から配付資料により説明

（質疑応答）

● 県有施設のバリアフリー化進捗状況の評価について、利用実態からの評価ではどうな

るか。利用人数などを考慮するとか、あるいは障害者の利用が多い施設を選んで評価するなどの視点で評価しているのか。このように分析してはじめて、本当にバリアフリー化が必要な施設がバリアフリー化されているかといった評価ができる。

○毎年4月1日現在の県有施設のうち、不特定多数の県民が利用する可能性がある施設のバリアフリー化状況について調査している。可能性がない施設は、予め調査対象から除外している。利用実態からの評価については、方法を含めて検討していきたい。

●バリアフリー広報啓発事業のうち、バリアフリー推進賞の応募状況は年々どのようになっているのか。バリアフリーマップ部門の応募状況はどのようになっているのか。

○ここ5年ほどは各部門を併せて応募者は3件であった。平成28年度は、現在のところ施設部門と取組部門で4件応募がある（応募締切は9月30日）。バリアフリーマップ部門については、近年応募がない状況である。

●秋田県観光連盟が実施したバリアフリーツアーセンター関係で、昨年行った観光施設のバリアフリー状況調査のフォローはどのようになっているか。状況の改善にまでつながっているか。

○当該調査の結果、民間観光宿泊施設魅力向上支援事業を紹介して、例えば高齢者対応の改修への支援策を紹介するなどの取組みを行っている。

●事業者の立場からはなかなか使いにくい状況にある、と聞いている。県民が使い勝手が良い制度に発展させていけば良い。

●県バリアフリー条例に従って作られてある施設であっても、使ってみてうまく機能していない施設があるのではないかと。県観光連盟の調査と同様な調査が必要ではないか。ある施設では、車いす用駐車場があることとなっているが、標示板が見つけにくく、そこまでたどり着くのに難儀したことがある。

○現状では、秋田県バリアフリー適合証を交付した施設であっても、その後のフォローができていない状況である。交付後の状況の変化をどのようにフォローするか、検討していきたい。

●県民が施設を利用する際に現地で「秋田県バリアフリー適合証」を見て理解できているのか。

○県ウェブサイト上で、秋田バリアフリーマップなどにより交付施設をPRしているが、それ以外の取り組みは行っていない。県民への着実なPRが必要である。

また、適合証の掲示方法についても、大型店舗や店頭以外への掲示方法など、工夫する必要がある。

- 平成14年度から16年度の3年間、県で養成したバリアフリーコーディネーターの活用策はあるのか。地域毎に独自に活動している例はあるが、県当局として検討してほしい。

(議事3)「障害者等用駐車区画利用制度の開始について」

- ・事務局から配付資料により説明

(質疑応答)

- 利用証の交付状況のうち、車いす使用者用の割合はどのようになっているか。
○直近の数字では、車いす使用者用と車いす使用者以外用の交付割合は、概ね2対8のとなっている。
- 標示について、県からの資金面での助成はあるのか。助成制度があれば、制度の普及がいくらかでも進むのではないか。
○補助制度等は設けていない。希望により標示用のステッカー（A2サイズとA3サイズ）を配布しているほか、標示用のデータを提供し、施設側でそのデータを加工して標示物を作成している例もある。
- 車いす使用者用と車いす使用者以外用の2種類に分けた理由は何か。また、両方を兼ねた駐車区画はあるのか。
○導入に先立ち、他府県の状況を調査したところ、秋田県と同様に2種類に分けているところと、分けていないところがそれぞれ半分の割合であった。秋田県では、車いす使用者からの要望があったことと、新たに通常の大きさの駐車区画を利用した制度の導入が進めやすくなるよう、2種類に分けている。
- 制度の法的な根拠はどの程度か。現状では、障害者マークのステッカーを貼った自動車が、障害者が乗車していない状況で駐車区画を利用しているといった不適正利用が見られる。他県の先行事例ではどのように対応しているものか。
○他県の状況では、罰則・強制力を含めた条例等で対応しているところはない。秋田県では、制度要綱を定めて運用しており、いわゆる法的強制力はない。不適正利用につ

いては、当初は制度自体のPRを進め、広く制度を浸透させていく必要がある。

また、昨年度、パーキングパーミット制度を導入している自治体で組織する協議会が立ち上がっており、国への制度要望を行っていくと聞いている。

●車いす使用者以外用の交付者数に対して、市中に存在する駐車区画のほとんどは車いす使用者用であるため、早急に車いす使用者以外用の駐車区画を確保する必要がある。

○秋田県としては、車いす使用者以外用の駐車区画については、全く新たに始めた制度であるため、まだ普及が進んでいない状況にある。例えば、車いす使用者用1区画に対して車いす使用者以外用1区画の設置を依頼するなど、制度の普及に努めていく。

●利用証の有効期限は、どのように表示されるのか。

○妊産婦及びけが人についてのみ、有効期限を設定することとしている。

(議事4)「平成28年度秋田県バリアフリー推進賞について」

- ・事務局から配付資料により説明
- ・選考委員4名(児玉委員、込山委員、櫻庭委員、星野委員)を選出

(質疑応答)

特になし

4 閉会